

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）

（健全化判断比率の公表等）

地方公共団体の長は、毎年度、以下の「健全化判断比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。（第 3 条）

（健全化判断比率） 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率

（公営企業の経営の健全化（資金不足比率の公表等））

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。（第 22 条）

（財政の早期健全化）

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。（第 4 条、第 5 条、第 6 条）

（公営企業の経営の健全化）

地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。（第 23 条、第 24 条）

（財政の再生）

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。（第 8 条、第 9 条、第 18 条）

（地方債発行の制限）

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ議会の議決を経て、財政再生計画の同意を総務大臣から同意を得ていないときは、災害復旧費等以外の地方債を発行することができない。（第 11 条）